

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

(28) 岸部中5丁目地区

ア.位 置・・・吹田市岸部中5丁目地内
イ.区 域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域
	地区の区分

ウ.面 積・・・約 2.3ha

エ.経 過・・・令和●年●月●日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・1.地域の成り立ちを伝える歴史の景観をまもり、はぐくむ。
2.緑豊かで歴史と文化の楽しめる景観をはぐくむ。

カ.基本方針・・・1.旧集落や旧街道沿いの歴史を感じさせる景観をまもり、そだてる。
2.活気と賑わいのある幹線道路沿いの景観をそだてる。

キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア) 利便施設地区

a.建築物

1. 全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 敷地内の歩行者通路、緑道には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (7) 敷地内の歩行者通路、緑道や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。 (8) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとす。 (9) 交差点及び大通りからの見え方に配慮した全体計画とする。 (10) 旧集落等の歴史を感じる景観の要素を取り入れた計画とする。
2. 屋根の形態意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢をおさえた素材を使用する。
3. 形態意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和した意匠とする。 (2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。 (3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

	<p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し、賑わいの中にも落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色 相</th> <th style="text-align: center;">明 度</th> <th style="text-align: center;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">無彩色</td> <td style="text-align: center;">5.0 以上 8.5 以下</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td style="text-align: center;">5.0 以上 8.5 以下</td> <td style="text-align: center;">4.0 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の色相</td> <td style="text-align: center;">5.0 以上 7.0 以下</td> <td style="text-align: center;">2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。 (6) アクセントカラーは各立面の1/10以内とする。 (7) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—											
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下											
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下											
4. 敷際	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。 (2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。 (4) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
5. 駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。 (3) 平面駐車場の駐車区画の舗装仕上げは、質感のある素材などで工夫する。 (4) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
6. ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 (3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												
7. 植栽	<p>(1) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (2) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 (3) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												

b. 工作物

1. 広告塔	周辺環境に調和した仕上げ、及び高さに対する工夫をする。
--------	-----------------------------

c. 開発行為

1. 緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2. 造成計画	<p>(1) 歩行者動線、緑道を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</p>

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

d.屋外広告物

- (1) 自家用のみとする。
- (2) 壁面広告物、地上設置型広告物、屋上広告物のみとし、突出広告物、立看板、広告旗等の掲出は行わない。
- (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
- (4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。設置する高さについては、地盤面から 15m以下とする。
- (5) 壁面広告物は集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。
- (6) 地上設置型広告物の表示面積は一基当たり 30 m²以内とする。
- (7) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。

(イ) 複合住宅地区

a.建築物

1. 全体計画・配置等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 敷地内の歩行者通路、緑道には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (7) 敷地内の歩行者通路、緑道や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。 (8) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。 (9) 交差点及び大通りからの見え方に配慮した全体計画とする。 (10) 旧集落等の歴史を感じる景観の要素を取り入れた計画とする。
2. 屋根の形態意匠及び素材	<ol style="list-style-type: none"> (1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢をおさえた素材を使用する。
3. 形態意匠及び素材	<ol style="list-style-type: none"> (1) 周辺景観と調和した意匠とする。 (2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。 (3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。 (5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。 (6) アクセントカラーは各立面の 1/20 以内とする。 (7) 質感、素材感のある素材とする。

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

4. 敷際	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。 (2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。 (4) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。
5. 駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。 (3) 駐車場の駐車区画の舗装仕上げは、質感のある素材などで工夫する。 (4) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
6. ごみ置場・付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 (3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。
7. 植栽	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (2) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 (3) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。

b.開発行為

1. 緑化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	歩行者動線、緑道を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

c.屋外広告物

<ul style="list-style-type: none"> (1) 自家用のみとする。 (2) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、広告旗等の掲出は行わない。 (3) 映像装置若しくはこれに類するものを使用しない。 (4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とし、総表示面積は 1 建築物につき 30 m²以内とする。 (5) 地上設置型広告物について、地上から最上端までの距離は 10m以内とし、かつ、1 基当たりの各面の面積の合計は 20 m²以内とする。 (6) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (7) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。
